

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成29年9月期 (平成29年9月30日)	平成30年9月期 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	116,340	124,218
商品有価証券	10	2
有価証券	280,928	245,378
貸出金	1,023,370	1,010,067
外国為替	252	348
リース投資資産	520	2,270
その他資産	2,707	12,674
その他の資産	2,707	12,674
有形固定資産	17,194	16,467
無形固定資産	1,933	1,404
前払年金費用	3,146	3,558
繰延税金資産	3,702	3,365
支払承諾見返	5,796	5,197
貸倒引当金	△ 5,018	△ 3,872
<b>資産の部合計</b>	<b>1,450,886</b>	<b>1,421,079</b>
<b>負債の部</b>		
預金	1,293,410	1,225,406
譲渡性預金	25,068	63,761
コールマネー	50,000	50,000
借入金	3,400	1,800
外国為替	—	37
その他負債	3,599	4,932
未払法人税等	187	193
資産除去債務	116	117
その他の負債	3,295	4,621
睡眠預金払戻損失引当金	252	154
再評価に係る繰延税金負債	1,648	1,636
支払承諾	5,796	5,197
<b>負債の部合計</b>	<b>1,383,175</b>	<b>1,352,926</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	22,700	22,700
資本剰余金	29,099	29,099
資本準備金	20,641	20,641
その他資本剰余金	8,457	8,457
利益剰余金	12,749	13,661
利益準備金	1,512	1,707
その他利益剰余金	11,237	11,954
繰越利益剰余金	11,237	11,954
<b>株主資本合計</b>	<b>64,548</b>	<b>65,460</b>
その他有価証券評価差額金	△ 436	△ 879
土地再評価差額金	3,599	3,572
評価・換算差額等合計	3,162	2,692
<b>純資産の部合計</b>	<b>67,711</b>	<b>68,153</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,450,886</b>	<b>1,421,079</b>

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成29年9月期 (平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで)	平成30年9月期 (平成30年4月1日から 平成30年9月30日まで)
<b>経常収益</b>	<b>11,037</b>	<b>10,892</b>
資金運用収益	8,757	8,140
(うち貸出金利息)	(6,488)	(6,225)
(うち有価証券利息配当金)	(2,232)	(1,879)
役員取引等収益	1,393	1,393
その他業務収益	37	785
その他経常収益	848	573
<b>経常費用</b>	<b>9,736</b>	<b>9,542</b>
資金調達費用	303	200
(うち預金利息)	(312)	(196)
役員取引等費用	810	842
その他業務費用	340	324
営業経費	7,996	7,598
その他経常費用	285	576
<b>経常利益</b>	<b>1,301</b>	<b>1,349</b>
特別利益	21	—
特別損失	120	69
<b>税引前中間純利益</b>	<b>1,202</b>	<b>1,279</b>
法人税、住民税及び事業税	62	17
法人税等調整額	144	360
法人税等合計	206	378
<b>中間純利益</b>	<b>995</b>	<b>901</b>

## 中間株主資本等変動計算書

平成29年9月期（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	22,700	20,641	8,457	29,099	1,413	10,823	12,236	64,035
当中間期変動額								
利益準備金の積立					99	△ 99	—	—
剰余金の配当						△ 495	△ 495	△ 495
中間純利益						995	995	995
土地再評価差額金の取崩						13	13	13
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	99	414	513	513
当中間期末残高	22,700	20,641	8,457	29,099	1,512	11,237	12,749	64,548

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 430	3,613	3,182	67,217
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△ 495
中間純利益				995
土地再評価差額金の取崩				13
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 6	△ 13	△ 19	△ 19
当中間期変動額合計	△ 6	△ 13	△ 19	493
当中間期末残高	△ 436	3,599	3,162	67,711

平成30年9月期（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	22,700	20,641	8,457	29,099	1,609	11,637	13,246	65,045
当中間期変動額								
利益準備金の積立					97	△ 97	—	—
剰余金の配当						△ 487	△ 487	△ 487
中間純利益						901	901	901
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	97	316	414	414
当中間期末残高	22,700	20,641	8,457	29,099	1,707	11,954	13,661	65,460

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,320	3,572	2,252	67,298
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△ 487
中間純利益				901
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	440	—	440	440
当中間期変動額合計	440	—	440	855
当中間期末残高	△ 879	3,572	2,692	68,153

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 注記事項 (平成30年9月期)

### 重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：15年～50年  
その他：3年～6年  
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。  
(3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,458百万円であります。  
(2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理  
(3) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法により行っております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- ヘッジ会計の方法  
(1) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる方法により行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによる方法により行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式により行っております。  
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

### 中間貸借対照表関係

- 関係会社の株式総額 4,015百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は881百万円、延滞債権額は11,094百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,945百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,922百万円です。  
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,292百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。  
担保に供している資産  
現金預け金 7百万円  
有価証券 75,084百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 798百万円  
コールマネー 50,000百万円  
借入金 1,800百万円  
上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券2,179百万円を差し入れております。  
また、その他資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円、保証金509百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、139,565百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が139,565百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約程度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、実行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,881百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 18,929百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,279百万円であります。

### 中間損益計算書関係

- 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益169百万円、償却債権取立益8百万円及び株式等売却益335百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却94百万円及び株式等売却損257百万円を含んでおります。
- 当中間会計期間において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲又は方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	14
営業用店舗	建物	山形県	26
営業用店舗	その他	山形県	5
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	山形県	5
遊休	その他	山形県	4
	合計		56

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.29%で割り引いてそれぞれ算定しております。

### 中間株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

### 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注1）	2,629百万円
貸倒引当金	1,498
退職給付引当金	470
減価償却	162
その他有価証券評価差額金	386
その他	890
繰延税金資産小計	6,037
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△887
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△832
評価性引当額小計	△1,720
繰延税金資産合計	4,317
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	13
前払年金費用	938
繰延税金負債合計	951
繰延税金資産の純額	3,365百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 6年以内 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	574	390	296
評価性引当額	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	574	390	296

  

	6年超 7年以内 (百万円)	7年超 8年以内 (百万円)	8年超 9年以内 (百万円)	9年超 10年以内 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	937	—	392	38	2,629
評価性引当額	△456	—	△392	△38	△887
繰延税金資産	480	—	—	—	(※2) 1,741

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

### 表示方法の変更

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

### 1株当たり情報

1株当たりの純資産額	293円18銭
1株当たりの中間純利益金額	5円96銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	3円03銭

### 重要な後発事象

該当事項はありません。